

## 随意契約理由書

件名	新港第3突堤水中防舷材緊急対策工事	
契約の相手方	東洋建設株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項5号	
随意契約の理由	<p>本工事は、新港第3突堤のフェリーバースにおいて、フェリー接岸時のエネルギーを吸収するための水中防舷材が逸脱しており、緊急的に同防舷材の撤去及び復旧を行うものである。</p> <p>同防舷材が完全に逸脱すると、毎日本岸壁に着岸しているジャンボフェリーの支障となり、入港が不可能となるため逸脱した防舷材の緊急撤去を同社から求められている。また同社より、防舷材の早急な復旧についても求められており、速やかな対応が必要である。</p> <p>速やかな施工、及び円滑な施工管理を行うには、本件工事の近隣で一定規模以上の海上工事を施工している建設業者を請負人として選定する必要があり、近隣で海上工事を行っている東洋建設株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	神戸市港湾局工務・防災部神戸港整備事務所	(電話番号 078-302-8693 )